2023年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答 案 構 成

商 標

0 001312 226744

ML22674

答案構成

問題Ⅰ設問⑴について

・商標に化体された信用が大きくなれば、使用希望者が多い

・商標権者としても特定の関係がある場合に、使用をさせたい場合も多い

・譲渡以外の方法で登録商標の使用をすることができる制度が必要

問題Ⅰ設問⑵について

①設定・許諾の主体

・専用使用権　→　設定主体は商標権者（30 条１項）。

・通常使用権　→　商標権者又は専用使用権者（31 条１項、準特 77 条４項）。

②設定・許諾が認められる範囲

・専用使用権　→　専用権の範囲（30 条１項）

・通常使用権　→　専用権の範囲（31 条１項）。専用使用権に基づく通常使用権は、専用使用権設定の範囲

③効力発生要件

・専用使用権　→　登録が効力発生要件（30 条４項）

・通常使用権　→　許諾契約で発生。なお、登録は第三者対抗要件（31 条４項）

④効力

・専用使用権

→　独占的効力（30 条２項）、差止請求権（36 条１項）や損害賠償請求権（民 709 条）等

・通常使用権

→　許諾行為で定めた範囲内で登録商標を使用（31 条２項）

・専用使用権が共有　→　契約で別段の定めがある場合を除き自由使用（30 条４項）

通常使用権が共有　→　他の共有者の同意を得なければ使用を制限（特 73 条２項不準用）

無断複製・頒布を禁じます

問題Ⅱについて

１．無効審判の請求

⑴　４条１項 10 号：４条３項も満たす

⑵　４条１項 15 号：４条３項も満たす

⑶　４条１項 19 号：４条３項も満たす

⑷　８条１項

・利害関係人（46 条２項）

・除斥期間（47 条）

・効果：遡及消滅（46 条の２第１項）

２．取消審判

⑴　50 条１項の審判

・要件：

時期：設定登録日から３年経過していない

・結論：要件は満たされていない

⑵　51 条１項の審判

・要件：

主体：商標権者乙が使用していない

・結論：要件は満たされていない

⑶　53 条１項の審判

・要件：

①　主体：使用の許諾　→　丙は、通常使用権者

②　禁止権等の範囲：丙は、チョコに商標「ろはに」を使用（53 条１項）

③　混同等：甲の商標が周知　→　混同を生じる（同項）

④　請求人適格：何人（同項）

⑤　時期：除斥期間未経過（52 条準用）

⑥　相当の注意（53 条１項但書）

・効果：その後消滅（54 条１項）

・結論：要件は満たされている

無断複製・頒布を禁じます